



発行 東京都

目次

告示

- 令和四年度東京都補正予算の公表……………一  
……………(財務局主計部議案課)……………
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………五  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………五  
……………(同)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………六  
……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 知事指定薬物の指定の失効……………九  
……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一〇  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………一〇  
……………(水道局)……………
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………二〇  
……………(同)……………

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………

雑報

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……………(東京都職員共済組合)……………

○東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………(同)……………

○東京都職員共済組合の役員退職及び就職……………(同)……………

告示

●東京都告示第千六百六号

令和四年十二月十五日東京都議会の議決を得た令和四年の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小池百合子

令和4年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和4年度東京都一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101,333,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,969,335,879千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号の1債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

2 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号の2債務負担行為(損失補償及び保証契約等)補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,517,322,774	16,706,279	1,534,029,053
	02 国庫補助金	1,252,230,153	16,706,279	1,268,936,432
11	繰入金	847,479,107	84,627,535	932,106,642
	03 基金繰入金	835,626,323	84,627,535	920,253,858
歳 入 合 計		8,868,002,065	101,333,814	8,969,335,879

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	276,633,343	50,000	276,683,343
	02 政策企画費	18,464,000	50,000	18,514,000
04	生活文化スポーツ費	59,683,085	50,000	59,733,085
	01 生活文化スポーツ費	59,683,085	50,000	59,733,085
06	環境費	193,431,843	35,234,320	228,666,163
	02 環境保全費	180,705,243	35,234,320	215,939,563
07	福祉保健費	2,579,673,131	53,616,211	2,633,289,342
	03 保健政策費	341,425,000	5,000	341,430,000
	04 生活福祉費	47,235,679	29,706,245	76,941,924
	06 少子社会対策費	319,603,450	12,137,212	331,740,662
	07 障害者施策推進費	219,780,622	729,600	220,510,222
	08 健康安全費	1,201,951,747	11,038,154	1,212,989,901
08	産業労働費	625,937,591	11,270,713	637,208,304
	03 商工業振興費	543,775,166	11,183,891	554,959,057
	04 農林水産費	27,364,351	30,000	27,394,351

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	05 労働費	48,279,954	56,822	48,336,776
11	教育費	877,541,060	794,870	878,335,930
	01 教育管理費	36,112,723	310,000	36,422,723
	04 特別支援学校費	86,875,300	272,750	87,148,050
	09 施設整備費	52,112,000	212,120	52,324,120
12	学務費	240,252,000	317,700	240,569,700
	02 私立学校振興費	213,218,000	317,700	213,535,700
歳 出 合 計		8,868,002,065	101,333,814	8,969,335,879

## 第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
07	福祉保健費		0	39,604,021	39,604,021
	04 生活福祉費		0	29,604,021	29,604,021
		1 東京おこめクーポン事業	0	29,604,021	29,604,021
	06 少子社会対策費		0	10,000,000	10,000,000
		1 国の「出産・子育て応援交付金」への対応	0	10,000,000	10,000,000
合 計			68,660,000	39,604,021	108,264,021

## 第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
190	スタートアップとの協働の推進業務委託	令和5年度	—	30,000	30,000
191	都市の3Dデジタルマップ化に向けた基礎調査業務委託	令和5年度	—	235,972	235,972
192	東京高速道路（KK線）再生に向けた情報発信等業務委託	令和5年度	—	180,000	180,000
193	大規模修繕工事の機会を捉えたマンション管理組合等への省エネ・再エネの普及啓発事業	令和5年度	—	20,000	20,000
194	蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスポンス）の社会実装事業	令和5年度	—	23,659	23,659
195	成長産業分野の海外展示会出展支援事業業務委託	令和5年度	—	31,885	31,885
196	都立学校の環境改善（太陽光発電）	令和5年度	—	293,597	293,597
合 計			471,357,224	815,113	472,172,337

第3号の2 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
4	地域の金融機関連携融資損失補償	令和4年度~令和22年度	40,000,000	21,760,000	61,760,000
合 計			83,870,961	21,760,000	105,630,961

令和4年度東京都下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度東京都下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第2款 流域下水道事業収益	34,552,000千円	360,000千円	34,912,000千円
第1項 営業収益	20,095,000千円	247,000千円	20,342,000千円
第2項 営業外収益	14,457,000千円	113,000千円	14,570,000千円
収入合計	398,309,000千円	360,000千円	398,669,000千円
支出			
第2款 流域下水道経営費	35,544,000千円	1,500,000千円	37,044,000千円
第1項 営業費用	35,095,000千円	1,500,000千円	36,595,000千円
支出合計	374,869,000千円	1,500,000千円	376,369,000千円

令和4年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和4年度東京都一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,370,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,982,706,352千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,534,029,053	13,370,473	1,547,399,526
	02 国庫補助金	1,268,936,432	13,370,473	1,282,306,905
歳 入 合 計		8,969,335,879	13,370,473	8,982,706,352

## 歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	産業労働費	637,208,304	13,370,473	650,578,777
	03 商工業振興費	554,959,057	13,370,473	568,329,530
歳 出 合 計		8,969,335,879	13,370,473	8,982,706,352

## ●東京都告示第千六百七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

## 一 組合の名称

武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合

## 二 事業施行期間

平成二十六年五月三十日から令和四年十二月三十一日まで

## 三 施行地区

品川区小山三丁目地内

## 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山三丁目二十六番九号 駅サイドビル六階

平成二十六年五月三十日

## 五 変更の内容

事業施行期間を令和五年九月三十日まで延長する。

## 六 事業計画の変更の認可の年月日

令和四年十二月二十三日

## ●東京都告示第千六百八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき三田三・四丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

三田三・四丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年六月二十二日から令和八年三月三十一日まで

で

三 施行地区

港区三田三丁目及び三田四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区三田三丁目十一番四

平成三十年六月二十二日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年十二月二十三日

●東京都告示第千六百九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和五年一月十日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策

本部門間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エムズ

(二) 代表者氏名 代表取締役 大橋 一郎

(三) 主たる事務 東京都渋谷区神宮前四丁目二十五番三  
所の所在地 十五号

(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七八〇六九号

(五) 免許年月日 令和元年十二月十七日

●東京都告示第千六百十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千八百八十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

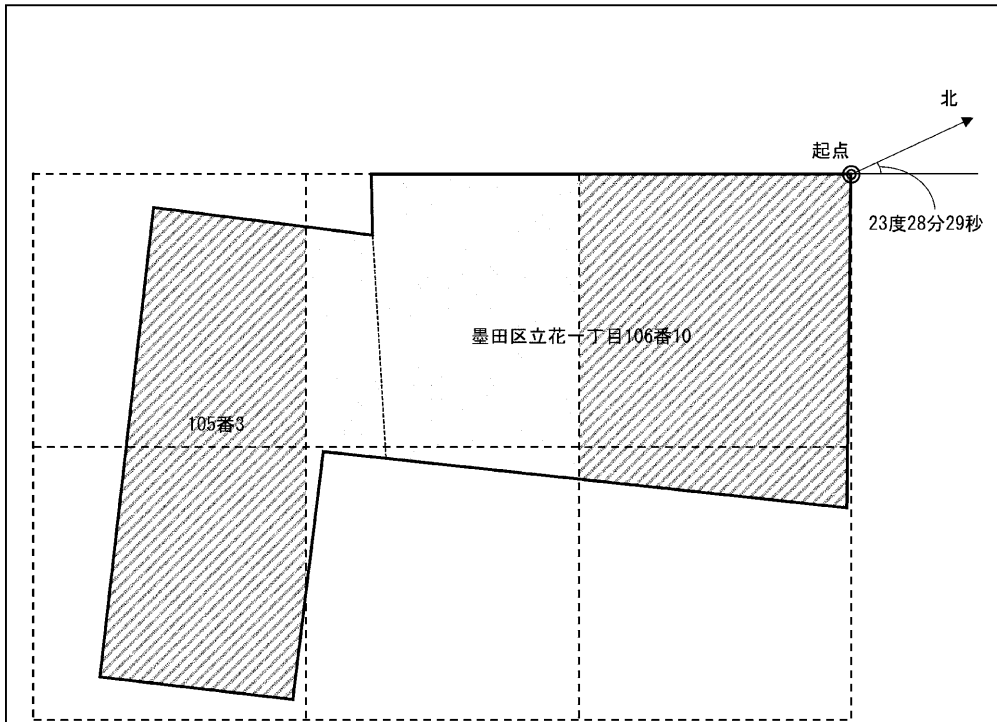
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区立花一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



起 点

起点は、墨田区立花一丁目106番10の最北端とする。

格子の回転角度（23度28分29秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

———	敷地境界
- - - - -	単位区画
———	筆境界
▨▨▨▨▨	形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第1189号 により指定した区域)
- - - - -	指定を解除する区域

●東京都告示第千六百一十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千九十六号及び令和四年東京都告示第千三百九十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

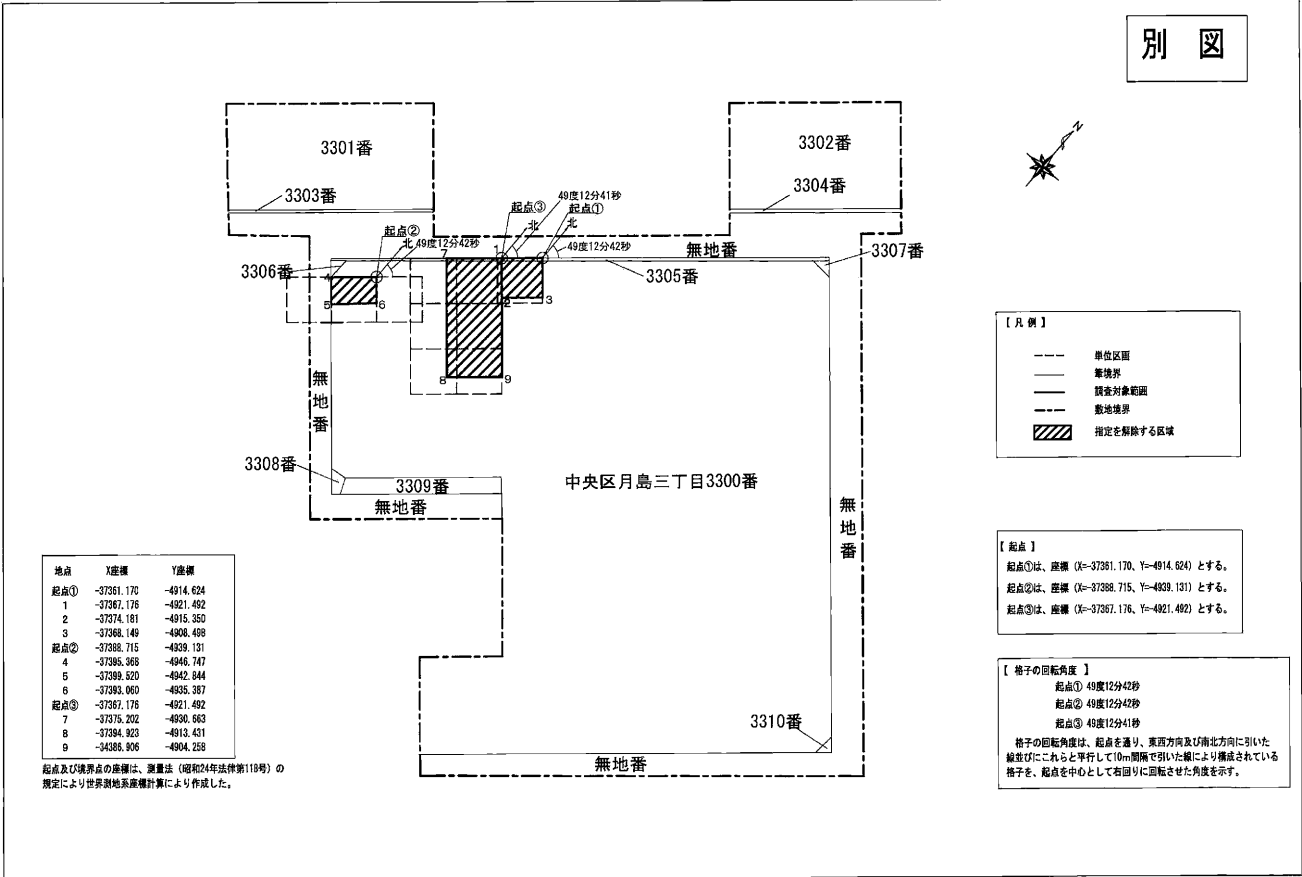
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区月島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千六百十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

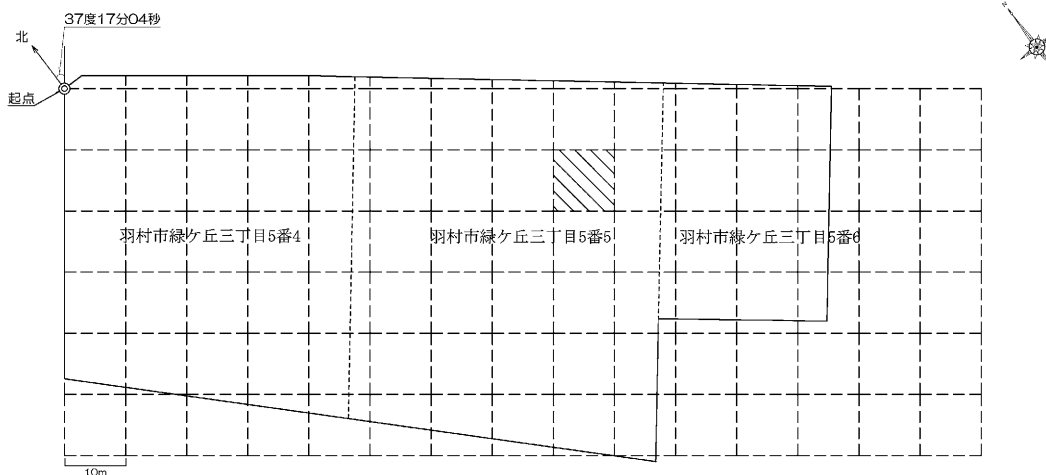
一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市緑ヶ丘三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別 図



【起点】  
 起点は、羽村市緑ヶ丘三丁目5番4の最北端とする。

【格子の回転角度（37度17分04秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	調査対象地
	単位区画
	境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第千六百十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百六十八号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和四年十二月二十六日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2-(3-メトキシフェニル)-2-[(プロパン-2-イル)アミノ]シクロヘキサノール-1-オン及びその塩類	MXiPr, Methoxisopropamine
(2)	N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	5-MMPA, Mephedrene
(3)	2-{2-(4-エトキシベンジル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Etazene, Etodesnitazene
(4)	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-HEXINACA, ADB-HINACA
(5)	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	APP-BINACA, APP-BUTINACA

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称)四ツ木店舗新築工事

二 店舗所在地 葛飾区四つ木五丁目二百十三番地一

三 設置者名 株式会社細井商店

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十二月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十二月二十三日から令和五年一月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)テックランド葛飾店

二 店舗所在地 葛飾区立石五丁目四百三十二番地ほか

三 設置者名 株式会社ヤマダデンキ

四 意見

ア 聴取者 葛飾区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十二月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十二月二十三日から令和五年一月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)虎ノ門・麻布台地区計画

二 店舗所在地 港区麻布台一丁目千番一ほか

三 設置者名 虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十二月十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十二月二十三日から令和五年一月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和四年十二月二十三日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇五〇 株式会社 河原 真也 神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目十六番十八号 令和四年十一月二十八日

九 まり工房

一〇五一 M.K. 株式会社 三國 奉博 西東京市保谷町五丁目六番二十一号 同日

一〇五一 S 株式会社 清水 力 稲城市押立千三十一番地の二 同日

一〇五一 フェイス オブワー ルド 株式会社 小林 栄一 神奈川県横浜市区新橋町七百三十九番地 同日

二 株式会社 センス 株式会社 鳥越 真人 港区新橋五丁目九番一號 同日

一〇五一 株式会社 関東コーワ 株式会社 関 智博 神奈川県横浜市区保土ヶ谷区星川三丁目二十二番二十八号 同日

四 株式会社 プログレス 株式会社 藤村 海斗 町田市常盤町三千二百五十三番地 同日

一〇五一 トラスト 株式会社 藤村 海斗 町田市常盤町三千二百三 同日

一〇五一 株式会社 ライフノアワークス 齋藤日出樹 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千三百八十九番地二 同日

六 株式会社 テムズ 渡部 信幸 品川区西品川一丁目一番一 同日

七 株式会社 誠都設備 長塚 誠 東久留米市八幡町二丁目十一番八号 同日

一〇五一 株式会社 誠 東久留米市八幡町二丁目十一番八号 同日

八 株式会社 誠 東久留米市八幡町二丁目十一番八号 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年十二月二十三日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七九二六 東京ガス ライフパル 江戸川区江平 平成三十一年四月十八日

七六九三 株式会社 米元 秋弘 品川区大崎一丁目六番四号 令和二年三月三十一日

八一三九 大島二三 大島二三男 埼玉県さいたま市北区 令和三年五月十八日

七六三五 東京住研 株式会社 奥井 広護 大田区鶴の木二丁目四十一番八号 同日

八六五七 T.O.H.O 株式会社 早坂 榮二 中央区日本橋堀留町二丁目八番四号 令和四年七月一日

七九二五 株式会社 アースクリエイト 細見 純孝 葛飾区東金町一丁目二十九番八号 同年十一月二日

七六四四 F.M.D 株式会社 平沼 伸之 練馬区富士見台一丁目四番二号一〇四室 同日

九七〇六 建築設備 株式会社 河原 真也 神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目十六番十八号一三三 同日

七六六七 有田建設 株式会社 金子由紀夫 神奈川県大和市南林間三丁目六番十二号 同日

七六六〇 不破設備 株式会社 不破 隆夫 埼玉県入間市大字仏子千二百二番地の四 同日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都

指定排水設備工事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
令和四年十月十九日	五二八三	三建エンジンギアリング株式会社	三建サービス工事株式会社	中央区日本橋蛸殻町一丁目三十八番九号 宮前ビルディング五階

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年十月六日	四四二七	有限会社 利幸商事	飯塚 絵奈 柿内 栄子	飯塚 絵奈 柿内 栄子

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年十月六日	四四二七	有限会社 利幸商事	練馬区旭丘一丁目五十七番五号	中野区江原町二丁目五番八号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年十月九日	五二八三	三建エンジンギアリング株式会社	中央区日本橋蛸殻町一丁目三十八番九号 宮前ビルディング五階	中央区日本橋箱崎町六番九号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年十月十五日	三〇〇一	株式会社 不二テック	練馬区豊玉中二丁目二番十一号	練馬区豊玉中一丁目十番三十三号 二階

三 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和四年十月四日	二六七〇	全秀工業株式会社	遠田 和成	遠田長四郎

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	〇八一〇	株式会社 小林設備工業所	小林 英一	小林 重男

雑報

●東京都職員共済組合告示第八号

令和四年東京都職員共済組合告示第七号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、令和四年十一月三十日をもって廃止した。

令和四年十二月二十三日

東京都職員共済組合

理事長 黒沼 靖

●東京都職員共済組合告示第九号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第十二条第一項の規定に基づき、令和四年十二月一日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者と

して、理事手島浩二を指定した。  
令和四年十二月二十三日

東京都職員共済組合

理事長 黒沼 靖

東京都職員共済組合の役員及び就職について  
東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和四年十二月二十三日

東京都職員共済組合

理事長 黒沼 靖

一 退職役員

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	手島 浩二	東京都職員共済組 合事務局長	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事長	黒沼 靖	東京都副知事	令和四年十一月三十日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	野間 達也	東京都総務局長	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	橋本 正彦	板橋区副区長	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	鎌滝 裕輝	東京都環境局環境 改善部自動車環境 課	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	吉川 貴夫	目黒区民生生活部 国保年金課（退職 時）	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

役職名	氏名	所属	退職年月日
理事	見城 史浩	東京都交通局車両 電気部大島車両検 修場	同日

二 就職役員

同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所庶務課(退職時)	同日
監事	入澤 幸	特別区人事・厚生事務組合副管理者	同日
同右	小宮山 勉	港区芝浦港南地区総合支所区民課(退職時)	同日
同右	西川 晋司	前東京都交通局車両電気部馬込車両検修場(学識経験者)	令和四年十二月十四日
役員名	氏名	所属	就職年月日
理事長	黒沼 靖	東京都副知事	令和四年十二月一日
理事	手島 浩二	東京都職員共済組合事務局長	同日
同右	野間 達也	東京都総務局長	同日
同右	橋本 正彦	板橋区副区長	同日
同右	鎌滝 裕輝	東京都環境局環境改善部自動車環境課	同日
同右	岩間 弘	墨田区保健衛生担当部保健計画課	同日
同右	見城 史浩	東京都交通局車両電気部大島車両検修場	同日
同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所庶務課(退職時)	同日
監事	入澤 幸	特別区人事・厚生事務組合副管理者	同日

同右 籠谷 勝治 荒川区管理部管轄課 同日

同右 西川 晋司 前東京都交通局車両電気部馬込車両検修場(学識経験者) 令和四年十二月十五日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

